

監査報告書

2026(令和8)年6月3日

学校法人京都精華大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人京都精華大学

監事 位ノ花俊明

監事 池上 哲朗

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人京都精華大学寄附行為（令和8年4月1日施行）第30条の規定に基づき、同法人の監事監査規程に準拠して学校法人京都精華大学の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及び常務理事会に出席して意見を述べるほか、理事および職員等から報告を受け、重要な書類等を閲覧し、業務の状況を調査しました。

また、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人と連携をとり、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

2. 監査の結果

- （1） 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令及び諸規程等に違反する重大な事実は認められません。
- （2） 事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （3） 内部統制体制に関する理事会決議の内容は適切であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の業務執行についても指摘すべき事項はありません。
- （4） 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上